

令和元年度第2回浜松市男女共同参画審議会 会議録

- 1 開催日時 令和元年10月30日(水) 午前10時から正午まで
- 2 開催場所 浜松市役所 本館8階 第4委員会室
- 3 出席状況
 - (1) 出席 犬塚協太委員、金原圭吾委員、鈴木由貴委員、中田明子委員、名波弘充委員、藤井信男委員、峰野由美子委員、谷野富久恵委員、山本みさ子委員 ※50音順
 - (2) 事務局 山下昭一市民部長、鈴木江利子UD・男女共同参画課長、近藤雅訓UD・男女共同参画課長補佐、清水幸則共同参画グループ長、森田毅彦主任、池田真梨子主任
- 4 傍聴者 4名(一般:2名、記者:2名)
- 5 議事内容
 - (1) (仮称)浜松市パートナーシップ宣誓制度創設について
 - (2) 報告事項 令和元年度ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証について
 - (3) 協議事項 令和元年度ワーク・ライフ・バランス等推進事業認証事業所における表彰事業所の選定について※(2)(3)に関しては非公開とする。
- 6 会議録作成者 河野勝子
- 7 記録の方法 発言者の要点記録(録音の有無:有)
- 8 配付資料
 - (1) 次第
 - (2) 「(仮称)浜松市パートナーシップ宣誓制度」の概要(案)資料1
 - (3) ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証における表彰選定について 資料2
 - (4) 事業所訪問調査票 資料3
 - (5) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証等に関する実施要綱 資料4
 - (6) 表彰事業所選定評価シート(様式1)
- 9 会議記録 次頁以降のとおり

1 開会

事務局

第2回男女共同参画審議会を開催する。

2 委員委嘱

山下市民部長から、金原圭吾委員への委嘱書交付を行う。

<委嘱書の交付>

3 議題

(1) (仮称) 浜松市パートナーシップ宣誓制度創設について

犬塚会長

浜松市の男女共同参画推進に向けて、皆さんの活発なご意見をいただきたい。パートナーシップ宣誓制度は、新しい時代の流れに即した新しい浜松市のあり方を示した大事な制度であると考えます。まず事務局からご説明をお願いしたい。

事務局

(仮称)「浜松市パートナーシップ宣誓制度」の概要案の説明。

犬塚会長

事務局から説明のあった議題の「(仮称)浜松市パートナーシップ宣誓制度の概要(案)」について何かご意見、ご質問等はあるか。

藤井委員

今回のパートナーシップ宣誓制度を設けることは申請者にメリットがあるだけで始めるものではないと思われるが、それについてもう少し詳しく教えていただきたい。

事務局

メリットに関してはまだ調整中ではあるが、他の自治体の例を参考にして、例えば公営住宅の入居や、公営の医療機関で手術の同意や病状の説明等を受ける際に家族や親族ではなく、パートナーの方が立ち会うという事などを検討中である。民間サービスに関しては、例えば携帯電話の家族割で、家族や親族だけではなく、パートナーシップ制度の宣誓をしている方を対象とすること、また生命保険会社でもこういった制度を取り入れている動きもある。民間でのサービスで、今後広がっていくことを期待している。

中田委員

資料1の8で、今後事業主や市民に対しての啓発が行われると記載があるが、具体的にはどのようなことをしていくのか、現時点での決定しているものがあれば、教えていただきたい。

事務局

現時点では未定である。

犬塚会長

資料1の8に関して、内容的には未定ということだが、この文章だと主語がはっきりしない。そのような啓発を行っていく主体はどこなのか、これは市と考えて良いのか。市がそのような理解を深めるためのいろいろな啓発を行うということで良いのか。

事務局

市が主体となる。

犬塚会長

それでは、やはり市という主語を入れた方がはっきりすると思う。

峰野委員

私はこの制度そのものについては良いことだと考えるが、この名前（仮称）は、多くの自治体の宣誓制度名がそうであるように、自治体名部分を浜松市と置き換えただけのものになっていることが気になる。パートナーシップにはいろいろなパートナーシップがあるので、「浜松市パートナーシップ宣誓制度」が性的マイノリティの方に関するパートナーシップ宣誓制度であるということが違うように解釈されるのではないかと考える。先程の定義の中で事実婚の方も認めてほしいというお話があったが、婚姻以外にも様々なパートナーシップがあるので、制度の名前そのものをもう少し考えるべきではないかと思う。

事務局

今後の制度を検討していく中で、ご意見として考えていきたい。性的マイノリティの方のためだけの制度に限定していかないという中で協議を進めているため、広く皆様が使える制度になっていく可能性もあるということと合わせて考えていきたい。

谷野委員

先に、こちらの宣誓制度の検討が始まった経緯の中で、7月に意見交換会があったとお伺いしたが、その時の具体的な意見をもう少し紹介していただきたい。

事務局

制度創設への期待感を感じるご意見が大変多かった。またユニバーサルデザインというのであれば、事実婚を含めた全ての人を選べる制度にしておくことが本来ではないかというご意見をいただいた。また同性の人に限らず、名字を変えたくない人など困っている人のための制度として考えるべきというご意見もあった。

この対象を性的マイノリティの方に限ることで、制度利用によってカミングアウトに繋がるような制度にはして欲しくないというご意見もあった。また協議中ではあるが、できれば住所については1人が浜松市民であれば、もう1人は市外という方が多いこともあり、それについて少し配慮して欲しいとの意見もいただいた。

一方でLGBTへの理解が十分に進んでいない中で、この制度を進めることは、当事者の方にも失礼ではないかというご意見もあった。また、子供への影響を懸念するというご意見やその他、制度以外の中で、学校教育で性の多様性についての理解を進めて欲しいというご意見があった。

山本委員

私もこの浜松市パートナーシップ宣誓制度について、これはとても意義があると思いい賛成であるが、この場で今年度中の成立を目指すとの説明があったが、この男女共参画審議会で何を今、審議すべきことか、どういうことを目標、目的としているのか、改めてお聞きしたい。

事務局

7月には広報でこの意見交換会があることをお知らせして集まっていた。しかし、当課の中には審議会が二つあり、市が行う施策については審議会で審議していただくということになっている。制度に対するご意見について広くご意見をいただくという場としてこの審議会を捉えている。

鈴木委員

この制度がもし創設となったら、学校教育の現場であったり、小中学生、高校生にどのように知らせていくのか、資料1の8の制度の周知についてどのように考えるか、お聞かせいただきたい。

事務局

学校教育の中では、中学2年生の道徳の教科書に性的マイノリティについての内容が載っていると確認している。ただ、制度をどのように紹介していくかという点、特に学校に特化したものは考えていない。現段階でまだ制度が出来ていないため計画の中にはないが、広くどのような階層にどのような方法で制度を知らせていくかということについては、この制度ができると同時に啓発を進められるように考えていきたい。現在、具体的に示せるものはないという状況にある。

名波委員

先程から出ている資料1の8の啓発について、非常にこの問題に関しては偏見があると思う。完全に理解しているという方もいるし、そうでないと反対の方もいるので、その辺の状況をしっかり理解していただき、啓発していただきたい。私の住んでいる近所に、日常生活の中で偏見と闘って非常につらい思いをされている方がいる。このことが公に認められても、現実にはどうなるかということが今後問題になるので、この啓発については非常に大きな問題ではないかと思う。

犬塚会長

委員の皆様のご意見のように、この制度が新設されていく流れ自体は、非常に良い事ではないか、この流れをしっかりと作っていただきたいという思いは多分皆さん同じだと思う。ご意見があったように、いろいろな形で偏見や特定の方に対する無理解の状況は多い。当然その啓発や市民の理解の推進については、並行して、或いは先行して、または、この制度をより円滑で効果的なものに変えていくことも将来的には考えられるかもしれないので、それも踏まえて様々な状況に応じてまずは啓発とセットにしてしっかり取り組んでいただきたい。

この制度は、現在の案では性的マイノリティの当事者向けの制度という特定化した案になっている。考え方としては、現在の婚姻制度そのものが持っている幅の狭さという点、異性の、法律上の手続きをちゃんとして婚姻届を出した方だけを前提として婚姻として認めている。これは大きな世界全体の流れから見てもまだ限定的というところがある。先日の意見交換会や市からも説明があった資料1の3の定義に関連して、この対象者はそういう方々だけにした方がいいのか、現行の婚姻制度の制約の中に入らない様々な方々の承認を目指すような制度にするのかということ、向かっていく方向も違ってくると思う。ご意見にあったようにこのパートナーシップ制度を性的マイノリティの方に限定してしまうと、その方が自動的に第三者から見てもカミングアウトする形になってしまう。その辺の配慮も含めて、もっと幅広い方々を含むものにした方がいいという考え方は非常に説得力があると思う。現時点ではこの原案を示していただいたが、これは引き続きこの場を含めて多くの方々の意見の中で検討し、現時点で最善の形を目指して、今年度一杯しっかりとご検討いただいた上で決定するのが望ましいと思う。

また施行以後も様々な調整の中でさらに修正を重ね、より意義あるものに変えていくとよいと思う。今後は是非この男女共同参画審議会にて継続的に、現状を見ながらまた意

見を出していただき、より良いものを目指してほしい。そのためにも委員の皆様方には常に関心を持っていただきたい。その啓発という点では皆様方のご協力が大事になってくると思う。

事務局

犬塚会長のご意見に少し補足をさせていただくと、この概要案は市が原案として提示させていただいたもので、あくまでもこれがたたき台である。広く多くの方が使える制度とする場合は、この定義が変わってくる。併せて今、国が憲法 24 条の解釈について動き始めている状況も見えてきた。国の制度がどう変わっていくか、その解釈の仕方を変えるのであれば、やはりこのパートナーシップ制度にもしっかりと反映をさせていきたい、ということも踏まえて考えているところである。

制度の対象を協議している中で、住所要件についても検討している。ご意見があれば皆様に伺いたい。なければ代表して犬塚会長にお伺いしたい。

犬塚会長

資料 1 の 4 (2) の住所について、市内に住所がある方、市内へ転入を予定しているがあるが、転入が予定でも良いのではないかという意見もある。これについてご意見があればお伺いしたい。

山本委員

住所が浜松市に 1 人しかないというのは同居されてないということだが、パートナーシップ宣誓制度では、それを認めるということか。認めるということであれば、将来的にはそういった形が増えてくるし、事実婚の方ではそういうことも有り得るかなと思うので賛成である。

事務局

例えば 1 人が市内でもう 1 人が市外である場合、宣誓の際には窓口へお二人揃って来ていただく。そこでお渡しする証明書が、市外の方にとってどこで使えるかというのと、使えるのは、浜松市だけになるということでイメージしていただきたい。

犬塚会長

私も個人的には 2 人とも市内でなければいけないという状況は今の時代の流れから言うと少し狭すぎるという気がする。結婚生活、家族の形も多様化していて、別居婚とか 1 人だけちょっと離れて暮らしているとか、様々な状況の中で柔軟な対応ができる方が望ましいのではないかと思う。意見として、そこは 1 人の方でもいいという形に少し緩やかにしていく方が良いと思う。

名波委員

犬塚会長のご意見に賛成する。

事務局

本日いただいた皆様のご意見を参考にさせていただき、協議を進め、提示できる段階になったら、報告させていただきたい。

犬塚会長

本日の議事 (1) については終了する。

以降の議事は非公開となるので、傍聴の方には退席をお願いします。